収容能力２０台以上の駐車場は、環境政策課へ届出が必要となります。

指定作業場の手引き

駐車場編

※この手引きは、北区内に駐車場を設置される方を対象に作成しています。

東京都北区環境部環境政策課環境規制指導係

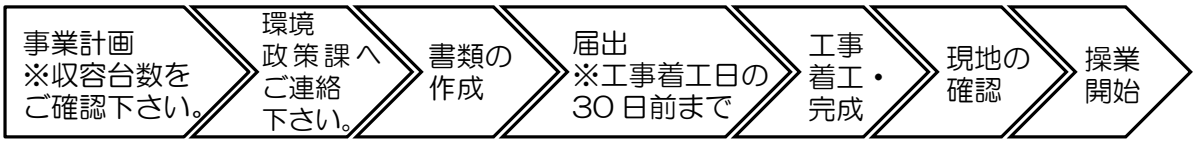
■　環境確保条例に基づく自動車駐車場の取扱い

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下、「条例」という）において、自動車等の収容能力が 20 台以上（※バイクも含みます）の駐車場は「指定作業場」と定められています。（条例第２条別表第 2）

■　設置(変更)届出の手続きについて

指定作業場（駐車場）を設置または変更しようとするときは、事前に指定作業場設置（変更）届出書を提出して下さい。（条例第 89 条、第 90 条）

（1） 手続きの流れ



（2） 届出の期限（条例第 92 条）

工事着工日の 30 日前までに提出して下さい。

（3） 設置（変更）届出に必要な書類

① 設置（変更）届出書　その１・その２・別紙２（規則第 41 条　第 16 号様式）

→手引き P3～P5 の記入例を参考に作成して下さい。

② 案内図

→駐車場の位置及び駐車場の敷地境界から周囲 50mの位置にラインを引いて下さい。

→敷地境界から周囲５０mの区域内にある学校・保育所・病院・診療所・図書館・特別養護老人ホーム・幼保連携型認定こども園には色をつけて下さい。

③ 求積図

→ない場合は、敷地面積がわかる図面を添付して下さい。

④ 配置図・平面図

→隣接道路の状況・幅員、隣地との境界（塀の高さ・種類等）や敷地内での以下の配置がわかるものを添付して下さい。

・駐車場内の車路や駐車スペース

・アイドリングストップの掲示板の位置

【機械式駐車場の場合】

・設置する場所がわかる図面

・機械式駐車場のカタログ

⑤ その他

→必要に応じて、騒音測定の資料等をお願いすることがあります。

（4） 届出の注意点

届出書は正副２部作成して下さい。

■　その他の必要な届出について

種類	内容	様式	届出期限
指定作業場 変更届出 (規則第 41 条)	・既に設置されている施設の構造や配置等を変更したとき (例)・駐車場の収容台数を増やしたとき ・駐車場の配置・設備等を変更したとき （平置き→機械式に変更等）	第 16 号 様式	工事着工日の 30 日前まで
氏名等 変更届出 (規則第 38 条)	・法人名、代表者、主たる事務所の所在地を変更したとき（法人） ・設置者の氏名、住所を変更したとき（個人） ・所在地の住居表示が変更されたとき	第 13 号 様式	変更した日から 30 日以内
廃止届出 (規則第 39 条)	・駐車場を廃止したとき ・収容台数が 20 台未満に減少したとき ※土壌汚染調査が必要な場合があります。 廃止の際は、あらかじめ環境政策課へ ご連絡下さい。（条例第 116 条）	第 14 号 様式	廃止した日から 30 日以内
承継届 (規則第 40 条)	・駐車場を譲り受け、借り受け、相続、合併等により設置する者の地位を継承したとき ※承継届には、承継の事実を証明する書類を添付して下さい。(規則第 40 条)	第 15 号 様式	承継した日から 30 日以内

■　指定作業場に該当する自動車駐車場にかかる規制

（1）規制基準の遵守等（条例第 68 条）

指定作業場の設置者は、作業場から発生する騒音、振動、悪臭等について規制基準を遵守する必要があります。

（2）アイドリングの禁止・掲示板の設置等（条例第 52 条、第 54 条、規則第 20 条）

収容能力が 20 台以上の駐車場の設置者及び管理者は、当該駐車場を利用する者に対して、看板の掲示などによりアイドリングストップの周知をする義務があります。

■　記入例①

第１６号様式（第41条関係）

指定作業場 ① 設置 ~~変更~~ 届出書

② **令和6年　4月　1日**

③ 東京都北区長殿

④ 住所　**東京都北区王子本町1－15－22**
株式会社　北環境
氏名　**代表取締役　環境　太郎**
（法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

⑤ 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例　第８９条　の規定により、関係書類を添えて、~~第９０条~~
次のとおり届け出ます。

⑥ 既設置番号等	設置番号・年月日	第　　号　　年　　月　　日			
	変更事由	1 指定作業場の種類	2 作業の方法	3 建物・施設の構造又は配置	4 ばい煙等の防止の方法
⑦ 指定作業場の名称	**北駐車場**				
⑧ 指定作業場の所在地	**東京都北区王子本町1－15－22**				
⑨ 指定作業場の種類	**自動車駐車場**	病院にあっては病床数	床		
⑩ 地域等	用途地域	⑪ 水域			
	準工業地域	**荒川水域**			
⑫ 自動車の出入口が接する道路の幅員	**10** m	⑬ 50メートル以内の学校・保育所・病院・診療所・図書館・特別養護老人ホーム・幼保連携型認定こども園の所在位置	△別紙（●●）のとおり		
⑭ 作業時間	**0** 時から **24** 時まで（ **24** 時間）				
⑮ 工事着工予定	**令和6年　6月　1日**	工事完成予定	**令和6年　12月　1日**		
⑯ 従業員数（常用雇用者数）	人（　　人）	廃止予定	年　月　日		
⑰ 連絡先	所属　**総務部環境向上課　庶務係** 氏名　**環境　花子**　電話番号　●●●●－●●●● ﾌｧｸｼﾐﾘ番号　●●●●－●●●●　電子ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　●●●●@●●●●				
※受付欄					

備考　1　※の欄には、記入しないこと。
2　△印の欄には、届出書に添付する各別紙に一連番号を付けた上、該当する別紙の番号を記入すること。
3　変更届として使用するときは、「指定作業場の名称」及び「指定作業場の所在地」以外の欄には、変更のある欄のみ記入すること（添付する別紙についても同じ。）。
4　「指定作業場の種類」の欄には、条例別表第２に掲げる指定作業場のうち該当するものを記入すること。
5　「用途地域」の欄には都市計画法第８条第１項第１号に規定する用途地域を、「水域」の欄には条例別表第７　４の部の付表の水域細区分の欄に掲げる水域を記入すること。
6　「診療所」は、患者の収容施設を有するものに限る。

■　記入要領①

① 設置・変更　　該当しないものに二重線を引く。
② 届出年月日　　提出日を記入する。
③ 届出先　　「東京都北区長」と記入する。
④ 届出者の住所・氏名
　(法人の場合)　本社所在地、法人名、代表者の役職名、代表者氏名
　(個人の場合)　届出者の住所、氏名
⑤ 条例第 89 条・第 90 条　　該当しないものに二重線を引く。(89 条→設置、90 条→変更)
⑥ 既設置番号等　変更届の際に記入する。
　設置番号・年月日　設置届の際の設置番号、届出年月日を記入する。

※不明な場合は環境政策課までお問い合わせ下さい。

　変更事由　該当するものを○で囲む。
⑦ 指定作業場の名称　駐車場の名称を記入する。
⑧ 指定作業場の所在地　住居表示で記入する。
※新築等で住居表示が定まっていない場合は、地番で申請し、住居表示を取得後に環境政策課へ氏名等変更届出書を提出して下さい。
⑨ 指定作業場の種類　「自動車駐車場」と記入する。
⑩ 地域等　用途地域を記入する。
⑪ 水域　「荒川水域」と記入する。
⑫ 自動車の出入口が接する道路の幅員　自動車の出入口と接している道路の幅員を記入する。
⑬ 50 メートル以内の学校・保育所・病院・診療所・図書館・特別養護老人ホーム・幼保連携型認定こども園の所在位置
　案内図を添付する。
　→駐車場の位置及び駐車場の敷地境界から周囲 50mの位置にラインを引いて下さい。
　→敷地境界から周囲５０mの区域内にある学校・保育所・病院・診療所・図書館・特別養護老人ホーム・幼保連携型認定こども園には色をつけて下さい。
⑭ 作業時間　作業時間(車の出入りが可能な時間帯)を記入する。
⑮ 工事着工予定、工事完成予定　それぞれの予定年月日を記入する。
⑯ 従業員数(常用雇用者数)　駐車場で働く従業員がいる場合に記入する。
⑰ 連絡先　北区と届出についての連絡窓口となる部署、担当者の連絡先を記入する。

■　記入例 ②

（日本産業規格Ａ列４番）

その２

① 敷地・建物の状況	建物・施設の配置	△別紙（ ●● ）のとおり			
	敷地面積（㎡）	●● ㎡　△別紙（ ●● ）のとおり			
	作業場の棟別構造・面積	棟の名称	**平置き駐車場**	**機械式駐車場**	**バイク置き場**
		用途	**駐車場**	**駐車場**	**バイク置き場**
		階数	―	**地上1段 地下2段**	―
		構造	―	**鉄骨造**	―
		建築面積（㎡）	―	―	―
		作業場面積（㎡）	**●● ㎡**		

② 主たる施設の能力等	種類	**平置き駐車場**	**機械式駐車場 （ピット3段昇降式）**	**バイク置き場**	
	公称能力	―	―	―	
	動力（ｋW）	―	**●kW**	―	
	台数	**●台**	**●台**	**●台**	
	別紙番号				
	構造・使用の方法	△別紙（ ●● ）のとおり			
③ 事業場で取り扱う有害ガス又は有害物質		**なし**			
④ 作業の方法		**自動車の入庫 → 駐車 → 出庫**			
⑤ 公害防止の方法		**アイドリングストップを利用者に周知する アイドリングストップの掲示板を設置する**			

備考　１　「建物・施設の配置」の欄及び「構造・使用の方法」の欄の別紙は、施行規則別記第16号様式の別紙のうち、該当する様式を使用すること。

２　「事業場で取り扱う有害ガス又は有害物質」の欄には、条例別表第３の各号に掲げる物質又は別表第４の各号に掲げる物質のうち事業場で取り扱っているものを記入すること。

■　記入要領②

① 敷地・建物の状況

建物・施設の配置　本手引き P.1 の「⑶設置（変更）届出に必要な書類　④配置図・平面図」を参照。図面を添付し、別紙番号を記入する。

敷地面積　敷地面積を記入する。求積図を添付し、別紙番号を記入する。

作業場の棟別構造・面積　平置き、機械式、バイク置き場に分け記入する。
作業場面積は車路及び駐車スペースを合計した面積を記入する。

② 主たる施設の能力等

種類　平置き、機械式、バイク置き場に分け記入する。

構造・使用の方法　機械式駐車場の場合は、機械のカタログを添付し、別紙番号を記入する。

③ 事業場で取り扱う有害ガス又は有害物質　駐車場で取り扱う物質がある場合には記入する。

④ 作業の方法　駐車場での一連の流れを記入する。

⑤ 公害防止の方法　アイドリングストップの対策方法について記入する。

■　記入例 ③

別紙２

①

自動車駐車場
自動車ターミナル
ガソリンスタンド、液化石油ガススタンド、天然ガススタンド
自動車洗車場

② 収容台数・停留台数 ・同時給油台数 ・洗車台数	総数	●台	③ 大型車	
			中型車	
			小型車	●台　バイク ●台
④ 一日の出入台数	●台			
貨物の種類				
洗浄機の型式			原動機の定格出力	
貯蔵タンクの基数			貯蔵総量（単位）	(kℓ・t・m³)

各貯蔵タンク毎の貯蔵物質名	タンクの内容積等（単位）	炭化水素系物質の排出防止設備 設備の有無	設備の種類
	(kℓ・t・m³)	有・無	1 ベーパーリターン 2 その他（　）
	(kℓ・t・m³)	有・無	1 ベーパーリターン 2 その他（　）
	(kℓ・t・m³)	有・無	1 ベーパーリターン 2 その他（　）
	(kℓ・t・m³)	有・無	1 ベーパーリターン 2 その他（　）
	(kℓ・t・m³)	有・無	1 ベーパーリターン 2 その他（　）
	(kℓ・t・m³)	有・無	1 ベーパーリターン 2 その他（　）

敷地内建物及び施設の配置並びに自動車の通行経路図

⑤

△別紙（ ●● ）のとおり

備考 1　指定作業場の種類ごとに、該当する欄のみ記入すること。
2　この様式各欄に記入しきれないときは、図面、表等を利用すること。
3　貯蔵物質が液化石油ガスの場合、「タンク内容積等」欄には重量で記入すること。

■　記入要領　③

①自動車駐車場を丸で囲む。

②収容台数を記入する。

③自動車の分類は以下の表を参考に記入する。バイクは分けて記入する。

区分	車両区分の内訳	主なイメージ
大型車	・車両総重量8t超又は最大積載量5t超の普通自動車 ・乗車定員30人以上の普通自動車 ・上記の車両と同等の大きさを有する特種用途自動車	・大型トラック ・大型バス
	・大型特殊自動車	・ロードローラー ・自走式クレーン車
中型車	・車両総重量8t以下であり、最大積載量2t以上5t以下の普通自動車 ・乗車定員11人以上30人未満の普通自動車(乗用車を除く) ・上記の車両と同等の大きさを有する特種用途自動車	・中型トラック ・マイクロバス
小型車	・乗用車(普通・小型・軽・原付四輪) ・大型車区分、中型車区分に該当しない貨物自動車(普通・小型・軽) ・上記の車両と同等の大きさを有する特種用途自動車	・乗用車 ・軽自動車 ・小型のトラック
	・小型二輪車 ・軽二輪車 ・第二種原動機付自転車	・二輪車（バイク）
	・第一種原動機付自転車	・原動機付自転車
	・小型特殊自動車	・耕運機 ・フォークリフト

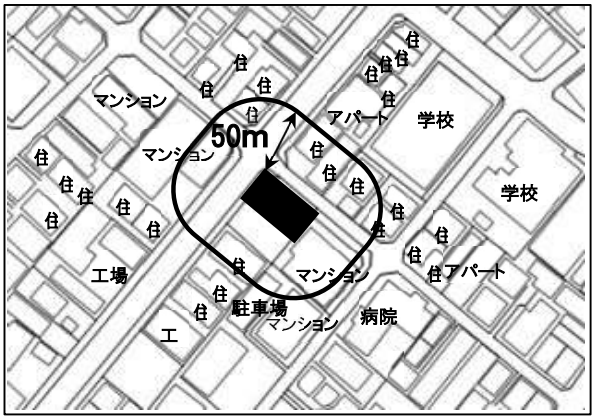
④通常は 1 日 1 回の出入があると考えて、収容台数×2 の台数を記入する。
※例)収容台数 20 台の駐車場→40 台と記入する。

⑤図面を添付し、別紙番号を記入する。

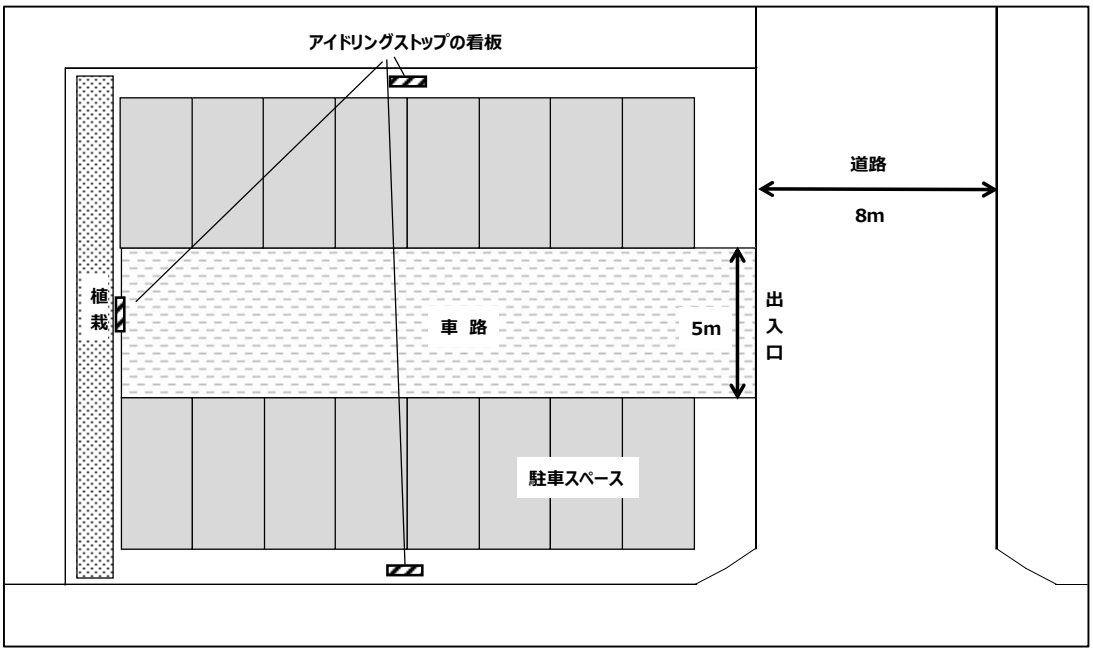
■　図面例

案内図

・敷地境界から周囲 50mの位置にラインを引いて下さい。
・敷地境界から周囲５０mの区域内にある学校・保育所・病院・診療所・図書館・特別養護老人ホーム・幼保連携型認定こども園には色をつけて下さい。



配置図・平面図



・車路と駐車スペースは色分け等でわかるようにして下さい。
（車路＋駐車スペースの面積＝作業場面積となります。）
・アイドリングストップの掲示板の位置がわかるよう図面に記入して下さい。